

医療機関の適正受診についてのお願い

現在、休日や夜間に救急医療への受診が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。
必要な方が安心して医療が受けられるように、医療機関の受診や薬局での薬の調剤の際には、下記のことには留意しましょう。



- 体調がすぐれない場合は、軽い症状でも昼間の診療時間内に受診しておきましょう。休日や夜間に救急外来を受診することは、重症の患者さんへの対応が遅れてしまう心配があるだけでなく、医師の負担が増え、医療費も割増料金で高くなります。
- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、早めに相談しましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは、医療費を増やすだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響をあたえてしまう心配もあります。今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて相談してみましょう。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同等の効能・効果を持ち、費用も安くすみます。ジェネリック医薬品を希望する場合は「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示し、利用について相談しましょう。
- 薬には副作用があります。複数の薬を使用する場合は、飲み合わせによって副作用が強くなることもあります。お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。また、薬が余っている場合は、医師や薬剤師に相談しましょう。



後期高齢者の健康診査のお知らせ

定期的に健康診査を受診することは、疾病の早期発見・早期治療につながります。健康管理のため、健康診査は毎年必ず受診しましょう。詳しい日程などについては、下記までお問い合わせください。



【健康診査で受けられる検査項目】

問診、身体測定、血圧、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、貧血検査など

お問い合わせ先 山都町役場

本庁	健康福祉課	国保年金係	TEL 72-1229
清和総合支所	健康福祉課	健康福祉係	TEL 82-2111
蘇陽総合支所	健康福祉課	健康福祉係	TEL 83-1111

「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」の更新のお知らせ



現在お持ちの保険証(水色)の有効期限は、平成27年7月31日までとなっています。
新しい保険証(黄色)は、7月中に簡易書留で郵送いたしますので、平成27年8月1日からは新しい保険証(黄色)をお使いください。
新しい保険証(黄色)に記載してある一部負担金の割合は、平成27年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。
なお、現在お持ちの保険証(水色)は、平成27年8月1日以降に、山都町役場健康福祉課(各総合支所健康福祉課)へお返しください。

【一部負担金の割合】

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある方がいる世帯の被保険者	一部負担金の割合は (病院等での窓口負担) 3割
上記条件に該当しない世帯の被保険者	一部負担金の割合は (病院等での窓口負担) 1割

※新しい保険証は裏面に臓器提供意思表示ができるようになりましたので、臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。
なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口に用意しておりますので、詳しくは山都町役場健康福祉課へお問合せください。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新の手続き等のお知らせ

- 現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」(水色)をお持ちの方
平成27年7月31日で有効期限が切れますので、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)を7月中に郵送します。8月1日からご使用ください。
- 新しく申請が必要な方
所得区分Ⅰ・Ⅱの方で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、外来および入院で受診される際に、この認定証が必要となりますので、山都町役場健康福祉課(各総合支所健康福祉課)に申請してください。

【申請に必要なもの】 ○後期高齢者医療被保険者証 ○印かん

■入院・外来時の自己負担限度額および入院時の食事代

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	入院時の食事代 (1食当たり)
現役並み 所得者	44,400 円	80,100 円+(総医療費- 267,000 円)×1%を加算 4回目以降 44,400 円(※1)	260 円
一 般	12,000 円	44,400 円	260 円
区分Ⅱ (※2)	8,000 円	24,600 円	過去12か月で90日までの入院 210 円 過去12か月で91日目からの入院 160 円(※4)
区分Ⅰ (※3)	8,000 円	15,000 円	100 円

(※1) 過去12か月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円となります。

(※2) 区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の方(区分Ⅰ以外の方)。

(※3) 区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除
{(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方}

(※4) 過去12か月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。